

平成18年加美町議会第4回定例会会議録第2号

平成18年12月15日(金曜日)

出席議員(18名)

1番	佐藤正憲君	2番	米木正二君
4番	一條光君	5番	吉岡博道君
6番	門脇幸悦君	7番	下山孝雄君
8番	沼田雄哉君	9番	工藤清悦君
10番	三浦英典君	11番	佐藤善一君
13番	佐藤澄男君	14番	福島久義君
15番	尾形勝君	16番	高橋源吉君
17番	一條寛君	18番	星義之佑君
19番	猪股信俊君	20番	米澤秋男君

欠席議員(1名)

12番 近藤義次君

欠員(1名)

説明のため出席した者

町長	星明朗君
助役	清野健一君
収入役	堀川勇逸君
総務課長	今野正晴君
危機管理監兼室長	佐々木幸輝君
行政改革推進室長	吉田恵君
企画財政課長	早坂仁君
町民課長	猪股雄一君
税務課長	古内公雄君
特別徴収対策室長	千葉利一君

農 林 課 長	早 坂 宏 也 君
森林整備対策室長	大 類 恭 一 君
商工観光課長	伊 藤 東 君
やくらい高原温泉 保養センター所長	早 坂 忠 幸 君
建 設 課 長	板 垣 政 義 君
保健福祉課長	柳 川 文 俊 君
上下水道課長	高 橋 行 雄 君
会 計 課 長	佐 藤 勇 悦 君
小野田支所長	小 松 信 一 君
宮崎支所長	岩 淵 浩 弥 君
総務課長補佐	高 橋 ちえ子 君
教 育 長	伊 藤 善一郎 君
教育総務課長	三 嶋 秀二郎 君
社会教育課長	三 浦 庄一郎 君
文化振興課長	竹 中 直 昭 君
体育振興課長	三 浦 又 英 君
農業委員会会長	兔 原 伸 一 君
農業委員会事務局長	川 熊 忠 男 君
代表監査委員	引 地 田路子 君

事務局職員出席者

事 務 局 次 長	佐 藤 鉄 郎 君
副参事兼議事調査係長	鈴 木 茂 君
主 事	伊 藤 一 衛 君
主 事	佐 藤 順 子 君

議事日程 第2号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議案第110号 加美町長期継続契約を締結することができる契約を定める条

例の制定について

- 第 3 議案第 1 1 1 号 加美町住民バス条例の制定について
- 第 4 議案第 1 1 2 号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 1 1 3 号 加美町東北陶磁文化館条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 1 1 4 号 加美町縄文芸術館条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 1 1 5 号 加美町農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 1 1 6 号 宮城県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 第 9 議案第 1 1 7 号 平成 1 8 年度加美町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 1 0 議案第 1 1 8 号 平成 1 8 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 1 議案第 1 1 9 号 平成 1 8 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 2 議案第 1 2 0 号 平成 1 8 年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 3 議案第 1 2 1 号 平成 1 8 年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 4 議案第 1 2 2 号 平成 1 8 年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 5 議案第 1 2 3 号 平成 1 8 年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 6 議案第 1 2 4 号 平成 1 8 年度加美町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 7 議案第 1 2 5 号 損害賠償の請求について
- 第 1 8 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 8 まで

午前10時25分 開議

議長（米澤秋男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。12番近藤義次君より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（米澤秋男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、18番星 義之佑君、19番猪股信俊君を指名いたします。

日程第2 議案第110号 加美町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議長（米澤秋男君） 日程第2、議案第110号加美町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第110号加美町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について説明申し上げます。

本案件は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、これまでは電気、ガス、水道の供給契約や電気通信役務の提供を受ける契約、また不動産を借りる契約は、長期継続契約の対象として債務負担行為を必要としておりませんでした。平成16年に同法及び同法施行令の一部改正が行われ、翌年度以降にわたる物品の借り入れ、または役務の提供を受ける契約等についても条例で定めることにより長期にわたって契約できることとされたことから、今回、当該条例を制定するものであります。このことによりOA機器のリースや清掃委託業務など複数年にわたり契約を締結するもの、または毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの等について、長期継続契約の締結をすることが可能となるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。11番佐藤善一君。

11番（佐藤善一君） この契約は予算に別に定めることがない、議会の議決も必要でないもの

かなと思うんでありますが、したがって、町長の考えで必要があるとなればこれを契約できるし、また期間においても別段法令上の制約がないものと理解しているんですけども、翌年度以降にわたって負担を伴う内容については、議会の議決を得て債務負担行為を設定すべきものと思うんですが、この辺についてはどうなっているのかお尋ねをいたします。

議長（米澤秋男君） 総務課長。

総務課長（今野正晴君） 総務課長、お答えします。

この案に対しましては契約の期間は5年以内としまして、議会の議決は必要ないんですけども議会に報告はするような制度になっております。

議長（米澤秋男君） 11番。

11番（佐藤善一君） 内容は債務負担行為とはまた違ったものだと思うんですけども、長期にわたって契約をして、翌年度以降、結構な金額になればしっかりとした債務負担行為を設定すべきものと思うんですが報告だけで済むわけですか。

議長（米澤秋男君） 総務課長。

総務課長（今野正晴君） 一応、制度上は報告となっております。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 110号加美町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 110号加美町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定については原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第3 議案第111号 加美町住民バス条例の制定について

議長（米澤秋男君） 日程第3、議案第 111号加美町住民バス条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第 111号加美町住民バス条例の制定について説明申し上げます。

本案件は、宮城交通大崎バス株式会社による路線バスが平成18年9月末で一部廃止されたことから、町が自家用自動車による有償運送を行い、交通の空白地帯となった地域における住民の皆さんの生活交通の確保を図り住民の福祉の向上と地域の活性化に寄与するため、地方自治法第 244条の2第1項の規定に基づき、住民バスの設置及び管理に関し必要な事項を定める条例を制定するものであります。

なお、現在の無料による試行運転は年内いっぱい続け、本条例は平成19年1月1日から施行するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。16番高橋源吉君。

16番（高橋源吉君） 今、試行運転中ということでありまして、1月1日から正式な運行に入るといいますが、指定管理者制度で行うということですが、まず、どういった関係の業者さんと契約を結ぶものか。

それから、仮に不慮の事故があった場合はどちらで損害を補償するものなのか。

それから、この条例の中には土・日・祝日、休日は運行をしない、あるいは年末年始もしないというような方向であります、その理由。

それから、料金を設定されたわけですが、料金設定の金額の根拠を御説明いただきたいと思えます。

議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） 御説明申し上げます。

条例には、住民バスの運行について指定管理者に運行を委託することができるとしております。それで、当初計画した際には指定管理者制度で行きたいと思っていたんですけども、なかなかそこまで今、こぎ着けられていないということです。ただ、その際にも御説明申し上げましたけれども、できれば商店街の活性化という部分もありますので、商工会もしくは商工会等に関係するような団体に指定管理者としてお願いできればと考えている段階でございます、まだ決まっておりません。

それから、責任等につきましては、今、言った話から町が全面的に責任を負うということでございます。

それから、休みについてなんですけれども、住民バスというのは非常に料金が安くて使うタイミングが合った人にとっては非常に便利な乗り物だと思っております。ところが町の交通機関を担う団体としましては、現在、宮城交通バスとタクシー、レンタカー事業者さんがこの町で運行しているわけで、そこに非常に破格な値段で町が税金を投入しながら運行するということが結果としてなるんですけれども、そこにおいて端的に申し上げますとタクシー事業者さんの減収にできるだけならないようにということもありまして、それからもう一つ、住民バスの大きな役割としまして通学、それから医療機関への搬送ということも念頭に置いているものですから、学校が休み、もしくは医療機関が休みのときは休ませていただきたいと考えております。年末年始についても同様なことなんですけれども、できれば年末年始というのは商工業者、お店を構えている人たちにとっては書き入れどきということもあるものですから、年末年始はできるだけ……、町長が認めた場合は運行できるということになっているものですから、そういう形でちょっと今、運行を検討しているということでございます。

それから、料金の根拠につきましては前に住民バスのアンケートをとりました。そのときの設定区分が200円から300円、それから400円から500円というような区分、あるいはそれ以上という区分で意見を求めたんですけれども、やはりアンケートで一番多かったのが一番安いランクの回答、200円から300円というのが回答者の大体55%を占めました。それから、400円から500円は4割弱の方でございます。できるだけ安い値段の設定ということで200円から300円の区分の中で考えまして、ただ安ければいいということでもないものですから、少し負担もしていただくということで200円ではなくて300円という料金を設定いたしました。ちなみに高校生とか身体障害者の方については、その半額というようなことでやりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（米澤秋男君） 16番。

16番（高橋源吉君） 商工会などを念頭に近い将来、指定管理者で運行していきたいということですが、それで、今現在はどのような形で運行なされているのか。

そして、先ほど課長の説明ではタクシー業界さんに余り迷惑をかけないような形で云々ということですが、そういった業界も交えて運行していくという考えはないのか。

そしてまた、今、試行運転の中で土・日・祝日等試行運転して、あるいはしないですといった結論を出しているのか、その辺もう一回お願いしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） 現在の運行体制としましては、いわゆる指定管理者としての委託はまだしてないものですから、いわゆる形態的には町の直営という形になってございます。ただ町の直営ということではなくて、運行に関する事務の部分について現在、地元の商店街、花楽小路の商店街の方に、協同組合なんですけれども、そこをお願いをして今、運行しているということでございます。

それで、実際の運転手さんなんですけれども、今、議員さんからお話ありましたけれども、地元のタクシー業界の方に集まっていたき運行の協議会をつくりまして、そこで運転手さんの手配をしていただいていると、そういった形の協力関係を今、持っているということでございます。（「土・日・祝日の試行運転はなされてこういった条例になっているのか、もう一回それだけ」の声あり）済みません。土・日の試行運転はしておりません。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。9番工藤清悦君。

9番（工藤清悦君） 企画財政課長にお聞きしたいと思うんですけれども、先ほど16番議員からもお話あったんですけれども、できれば指定管理者として運行していただきたいという希望があったんだけどもそうではないというようなお話、現在そういう形ではないということなんですけれども、例えば指定管理者制度でお願いする場合に公募されたのかどうか。あと、公募する際にこういう条件で、また協定はこういう状況だということを想定して進めてこられたのかどうか。その中で利用料金の設定にもかかわることだと思いますので、ここで「利用料金は指定管理者の収入とする」ということもありますので、その辺、総体的なバランスの中で運行というものを考えてこられたのかどうか、お考えをお聞きしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） 将来的に指定管理者に移行するという考え方を持っていますので、そういった配慮は一応しておりますけれども、残念ながら10月1日から運行しまして無料という形で——無料にできたのは県の補助制度がございまして、その補助をいただくということもあって無料にできたということでございます。町として初めての機関なものですから、正直申し上げまして勝手がわからないというのが素直なところでございまして、今後、指定管理者として公募する形になりますけれども、公募の場合にはある程度協定する、応募していただくための諸条件、それを積み上げる必要が少しあるということでございます。その積み上げる諸条件がまだ整っていないというようなことがございまして、また指定管理者のための公募ができない形になっております。

それで、町内のタクシー業者さんの1社においては全部引き受けてもいいよというところも

ございます。それから、全然別の県の方なんですけれども、民間の観光関係の少し大きな会社なんですけれども住民バスやってもいいよと。ただ、その場合はスクールバスも一緒にやってもいいよというようなところもあります。そうやってきたときに果たして我々が考えている現在の町内のタクシー会社との競合の問題、その問題が解決できないかなというふうに思っております、とりあえずここしばらく直営でやって、そういった諸条件を少し詰めて、これなら公募できるかな、あるいは民間のタクシー業者さんも協力してくれるかなというところまで、できれば持っていければなと考えているのが正直なところでございます。

以上です。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） ありがとうございます。今、スクールバスというお話も課長から出たんですけれども、今回、路線も決定されまして、このような形で動くんだろうと思いますけれども、実際、町長からお話ありましたように町民の福祉向上、または生活の利便性、そして交通手段の空白をなくすという目的で運行されるわけなんですけれども、この交通機関といいますか足の確保に関しては単なる住民の福祉向上、交通の空白地帯をなくすということではなくて、さまざまな切り口から考えますと少子高齢化の中で、きのうも教育長に一般質問でお話しさせてもらったんですけれども、子どもたちがさまざまな活動をする場合に活動場所まで遠いとか、そういった状況もここ数年来出てきているわけです。ですから、これから指定管理者制度の中で運用する際にそういう点についてもお含みおきいただきながら、バスの運行というものにひとつ配慮していただければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。要望ですので答弁要りません。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。14番福島久義君。

14番（福島久義君） 今、財政課長の方からる説明は受けましたけれども、しかしながら条例制定をして1月から条例を施行するというところでございますけれども、その中で指定管理者制度では9番の質問にもありましたけれども、やはり指定管理者制度については理解のできないところがあると思われま。と申しますのも指定管理者制度で出す場合は加美町のタクシー業界の協力を得て設立をしながら競合しないような形で持っていきたいということなんですけれども、その中で商工会に指定管理者制度をいかなものかなというような案もあるようですけれども、住民バスの運行についてはやはりタクシー会社の協会の方々の方がベテランでありますので、商工会からタクシー業界に委託するのか、それとも商工会に一切一任をして商工会が指定管理者制度で運行をするのか、その辺ちょっと中身がまだ見えていないようですので、その辺

ひとつ伺いたいと思います。導入については条例制定後に公募なり何なりするんだらうと思いますけれども、その前にひとつ伺っておきたいとそんな思いですので、ひとつよろしくお伺いしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） ちょっと回答が難しいので、済みませんけれども私がわかる範囲でお答えします。

基本的に住民バスは公の施設ということになります。公の施設というのは地方自治法上、指定管理者で運営すると。もしくは公共的な団体ですか、そういう形で町が運営すると、その二通りになっていることとございます。ですから指定管理者で我々が運営したいと思っているというのは法律に基づいたやり方で、そして町が直接やるよりもかえって指定管理者でやった方が利用する方々にとってもよろしいのかなと思っているものですから、そっちを今、目指しているということです。

現在、まだ至ってないというのは、指定管理者を決めるときには公募しなければいけないということなものですから、公募する場合の諸条件、今、そういったデータを蓄積するという形で運行しているということとございます。ただ、今、無料なものですから、それが公募するための利用者数になるのかということになると甚だ疑問なところがありますけれども、ここ半年なり1年かけてそういった諸条件を整えていきたいと思っております。

それで、前段の質問なんですけれども、指定管理者にする場合、基本的には公募という形になります。これまでもそういう考え方でやってきたんですけれども、できれば商工会のような団体をお願いして、そこから町内の関係業者さんたちでうまく運行していただければなと思っているのが我々の素直な感じなんですけれども、建前からいうと公の施設ということなものですから、指定管理者に基づいた運行という方向にいかないといけないと思っているところとございます。

議長（米澤秋男君） 14番。

14番（福島久義君） 内容的にはわからないわけでもありませんけれども、やはり指定管理者制度に出す場合は、前にも私、伺った経緯がありますけれども、例えば商工会に委託管理者制度として出す場合は、運転手はまた別ということではなく一体とした……、運転手から受付センターの中から一切を指定管理者制度で導入をしていただくという形で進めていかなければ、運転手はタクシー業界をお願いするとか、管理その他については商工会をお願いするというのではなくして、やはり一体とした指定管理者制度を導入して進めていくべきではないか

と、そんな思いでありますので、どう考えているのかちょっと見えていないのでひとつ.....。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） いろいろ御質問いただいておりますが、これまで公の施設を指定管理者制度を設けて契約をしているわけでありましたが、それらはすべて何年か町が運営をしてきて、その実態がすべて明らかになっている事業なり施設なわけです。それで、今回、初めての住民バスという制度でありますから、企画財政課長が申し上げたように条件というか実態がまだそろってないということで、しかも決してもうかる事業ではないんです、料金的に。それで、どれほど収入があってマイナス部分を町におんぶというか、町が支出をしなければならないかという姿が全然見えてないわけです、実績がないわけですから。しかも10月から3カ月無料で実施をして、ある程度の1日の利用人数が出てまいりますけれども、有料となった場合にどれほど利用していただけるかどうか、それから私ども町の責任もあるんでありますが、まだ利用者の登録が少ない、理解をされてないという部分があります。制度としては玄関から目的地まで、目的地から玄関口までという運行経路でありますから、非常に利用しやすく感謝されている部分がございます。

というのは中学生、小学生もあるかと思いますが、今までバスの利用ですと部活等々で利用して帰ってくると停留所から遠いところは1キロ以上も夕方、夜間に一人で歩かなければならない、あるいは家の人を迎えにこなければならない、非常に危険な状態になる。これができて家の前まで送ってもらえるということで、利用した方々からは好評をいただいております。そういう意味ではどんどん利用がふえていくのかなと。

ただ 300円という先ほど質問いただきましたけれども、これも利用者にとっては安ければいいわけでありましたが、しかし道路運送法等々で民間業者と余り乖離がないように、最低でも2分の1ぐらいの料金設定をという指導があったようでありまして、お互いに路線については許可をいただいているところでありますから、そういう部分で少なくとも1年ぐらいの実績を積んで、こういう状況でありますので指定管理者を受ける方々応募してくださいという時間を設けないと、ちょっとだれも手を挙げないんじゃないかということでもありますので、その期間については1年ないか1年半あるいはあるかもしれません。というのは1月からでありますから、例えば平成20年の4月からという準備をすとか、あるいはもう少し延びる可能性がある

と
と思いますが、そういうスパンでもう少しこの事業を成熟させて指定管理者にすんなり移行と。

それで、ドライバーの件でありますけれども、二種免許を持っていらっしゃる方ということ

もありますし、たまたまタクシー業界の方々に余剰労働力という少し語弊があるかもしれませんが、そういう方々が随時ローテーションを組んで、業界で協議会をつくっていただいて今、提供していただいているということでもありますから、そんなような実績も踏まえながら指定管理者に向けて準備をしていくと、あるいは下地を整えていくということでもありますので、その辺御理解をいただければと思います。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。5番吉岡博道君。

5番（吉岡博道君） ただいま町長の方から詳しく答弁がなされたわけですが、この事業については課長の方からもありましたが、やはり準備不足があったと思います。オペレーターは町で臨時職員として公募、それから運転業務委託はタクシー、バス会社に委託、それから一番核となります運営主体の委託業者も最後まで決まらなかったということでございます。

それで、10月から試行的に運転が始まったわけですが、この条例制定についても大変参考になりますので、これまでの運営状況、それから利用状況、簡単でいいですからお答えいただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） お答えいたします。

現在、花楽小路商店街と委託契約を結んで、委託料、さきに議会で御承認いただいたんですけども1,220万円、この半年で、それで運転手さん、それから予約受付センターの臨時的3人の費用等を出して運営に当たっております。

それから、利用状況で申し上げますと、詳しいことは行政報告の中の裏側に毎日ごとの人数が載っておりますので、そこをごらんいただきたいと思いますが、始めました10月の1カ月の平均でいいますと毎日73人でございます。11月に入りまして平均で1日103.9人、少しふえました。それから、これは皆さんのところに差し上げてない今月の資料でございますけれども、今月に入りましてまだ7日程度の資料なんですけど、1日120人でございます。ですから少しずつ利用された方を通じて、あるいはコマーシャルもあって、あるいはバスが毎日のように走ってるもんですから、そういったことから浸透しているんじゃないかというふうに思っております。ただ、今、無料でやっているものですからふえているということもあろうかと思えます。これが運賃で300円かかると、往復で600円かかるということになりますと、また違った利用の形態になるのかなというふうに思っております。ですから何人減るのかということについては、やってみないとちょっとわからないというところでございます。

ただ、料金の設定もそうなんですけれども、要するに1路線300円なんですけど、もう一路線

ふやすと 600円ということではなくて 100円減らして.....要するに遠くの方々の利用負担を減らすために、2区間利用しなければいけないというような場合については 600円ということではなくて 100円引いて 500円という形にしたい。それから、小野田、宮崎の西部の方々が旧中新田西町、もしくは病院に来るときは2区間分ということですから 500円ぐらいで済むということです。宮交バスだと2倍まではいかないでしょうけれども、そのぐらいの費用がかかるということでもありますから、よりそういったことも配慮しながら料金を設定しております。

ただ、さきの福島議員さんの御質問にもあったんですけども、指定管理者に向けてこれからやっていくんですけども、指定管理者に委託するということになると委託された団体の都合によって運営してもらって、当然その方がより合理的な運営になりますものですから、下手すると料金の変更、もしくは運営体制というのは大幅に違うのかなというふうにも思っております。そういったことも加味しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（米澤秋男君） 5番。

5番（吉岡博道君） 利用者がふえる傾向にあると、大変よいことだと思いますし嬉しく思っていることでもあります。ただ、ただいまいろんな質問の中にも運賃ですね、これが1月から有料になるということで、その辺も心配されることがあります。片道 300円というものが妥当なものかはちょっとわかりませんが、いろんな先進事例も見ますと無料のところもありますし、これよりもちょっと高くしているところもありますし、片道、往復でなく1回幾らとしているところもありますし、一概にはこれは言えないと思います。ただ、この住民バス事業につきましては、ただ単に路線バスが廃止になったからということではないと思います。これは私が申し上げるまでもなく、合併協議の中で住民バスの運行は建設計画の中での大きな柱、目玉だったと私は思っております。そういった意味で利用する人たちができるだけ利用しやすいような環境をつくるのが大切だと思っております。

私の方の地域もこういった住民バスの恩恵を大変受けている地域であります。私が聞く範囲によりますとバス事業が10月からなってよかったよかったと、そういった話が聞こえてきます。ただいま利用状況が話されたわけですが、ちょっと聞くところによりますと朝の時間帯の通学、通勤は余り利用が少ない。やはり高齢者の方、あるいは体の弱い方、いわゆる生活弱者と申しますか、そういった方々が多く利用している状況にあると思います。少ない年金の中から、有料になれば負担するようなことになると思います。300円は、そういった意味でももう少し住民に対してやさしい配慮ができなかったかなと、そう思うわけでございます。

それで、1,220万円という運営費なんです、9月の課長の答弁ですと、あくまでも200円を基礎にした積算であると記憶しております。そのことも含めて運賃の設定がなされたか、お聞きします。

それから、条例の中の第8条利用者の範囲の中に「住民及びその親族並びにその他町に日常の用務を有する者」とありますが、これについて具体的な事例などをお示しいただきたいと思えます。

また、第10条には減免があります。これは具体的にどういった場合に減免または免除になるかもお示しいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） 今回の住民バスの運賃設定については非常に悩んだわけなんですけれども、要するに従来新聞等に出てくるのはいわゆるワンコインとか、100円とか、200円が多かったということもあって、その意識が頭の中にあったわけです。ただ、これは通常の大きなバス、いわゆる宮交さんのような大きなバスを走らせたときの料金というふうに理解していただきたいと思えます。今回のようなデマンドバスというんですか、戸口から戸口までお送りするというような乗合型のタクシーが日本全国で何カ所かもう既にやっている例がございます、例としては宮城県ではないんですけれども福島県の小高町は300円です。島根県も300円です。それから、福島県の保原町、人口が2万5,000ぐらいの町なんですけれども、そこも300円です。福島県の浪江町、ここは人口2万3,000ぐらいなんですけれどもやはり300円ということで、今、デマンドバスで運行する場合の一つの運賃の目安が300円になっているというようなこともございますし、一番は200円から300円までの料金の設定がアンケートでは5%ぐらいありましたので、それがきっかけになって300円という形にさせていただいたということでございます。

それから、8条の関係でございます。利用者の範囲についてはあいまいにしておりますけれども、「町に在住する住民及びその親族」ということにしております。この親族の定義というのは厳密にはございません。家族のお子さんたちが帰省等で家に戻ってきたときに乗れないのか、「いや、乗れます」というようなことでございます。ただ、その場合には登録していただいて乗れるということにしております。普通の感覚でいう何親等までという形の決め方はしておりません。いわゆる親族ということで少し緩やかにしたいと考えております。

それから、その後続く「並びにその他町に日常の用務を有する者」というのは、今回につ

きましては加美病院に行く関係がございまして、いわゆる加美病院は行政でいいますと隣町になります。住民バスはあくまでも加美町の中を走るといことで許可されてそういうふうになっているんですけれども、加美病院までは行けると。色麻町の道路管理者の許可が必要になって、今回、交通会議を開いて色麻町からもいらしていただいてオーケーをもらっているという段階でございます。

それで、小野田の月崎の方から加美病院に行くときはどうしても色麻町内のエリアを通るわけでございますので、そこの方々が例えば加美町内の病院に行きたい、あるいはスーパーに行きたいというときに全然利用できないのかということもございまして、住民バスが走る沿線の色麻町民の方、そのぐらいいいかなというふうに考えております。ただ、日常的ということですから、しょっちゅう加美町の病院に行ってますということが明らかで、かつ住民バスに乗るスペースがあった場合という形に限り利用に供するというのを考えて、この文言をつけ加えているということでございます。

それから、10条の「減免の範囲」なんですが、これは高校生及び身体もしくは精神障害、高度の障害、そういう方々については2分の1、半分という形の減免ということでございます。

それから、定期をつくりますので、1カ月とか3カ月をつくりたいと思っておりますけれども、そのときにはさらに料金が安くなるという形で設定しているということでございます。

以上です。

議長（米澤秋男君） 5番。

5番（吉岡博道君） 最後に確認しておきたいんですが、運賃の別表第2の一番下なんですが、「1路線増すごとに200円を加算するものである」と、こういった記載があるわけですが、これは具体的に例えば漆沢から小野田支所まで来て、そのまま小野田支所から漆沢に帰る、これ往復になりますね、この場合も1路線となって500円で済むんですか。

議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） 料金設定をするに当たってこういった路線を設定しなければいけないものですから、こういう形にしておりますが、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、それでも御説明します。

この表の小野田西部線、漆沢を起点として小野田の支所を終点とする区間を1路線としていると、ここに乗る場合について300円かかるということですが、ただ、実際には途中から乗るわけなんですけれども、漆沢方面の方が日中新田の西町まで行きたいという場合においては、小野田の支所のところまで一つ来て、さらに上から6行目、月崎線に乗り換えるような形、実際

に乗り換えるかはどうかはちょっとわからないんですけども、支所から西町まで、ですから2路線という形になります。2路線になりますから600円になるんですけども、そこを600円としないで200円足して100円安くなるということで片道500円です。そのルートでお帰りになる場合は、さらに500円帰り道にかかりますので、ですから合計で1,000円かかるということでございます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。15番尾形 勝君。

15番（尾形 勝君） 今、住民バス等々でいろいろ条例を審議しているところでございますけれども、合併する前から私の方には地域活性化バスという住民バスみたいなものが通っているわけでございますけれども、料金の問題いろいろ話し合われていますけれども、我々の方は乗る乗らないにかかわらず月1,500円なんです。二つ走っているんですが、もう一方のバスは乗る乗らない関係なく月2,500円の負担をして、町からも補助金といいますが助成をいただきながら運行しているところでございますが、同じ町で今度は住民バス云々、向こうは部落の地域活性化バスということで、これに比べれば相当な負担をして走っているわけでございますけれども、その辺執行者として違和感といいますか、これはまずい、今後考えなければだめだなという考えはあるかないかひとつお考えを。

議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） お答え申し上げます。

先のことなものですから私が答えられるかどうかわからないんですけども、今回の住民バスの運行を設定するに当たって上多田川で走っているバスも検討させていただきました。ただ、実際の利用をお聞きしますと、地元の人たちがお金を出して本当に自由にお使いになっていらっしゃる。かえって住民バスを走らせて、極端な話いつ来るかわからない住民バスを待たなければいけないというよりも部落で本当に好きなように使っていらっしゃる。こういった利用形態は地域における住民バスの運行のあり方の一つの例でございます。非常にいい例だというふうに宮城県内では評価されている例でございます。ですから、それをなくすのは多分簡単でしょうから当分このまま運営していただいて、それでもしふぐあいが生じるということであれば住民バスの方に切りかえるということが十分に可能ですが、ただ、今の運行形態は非常によろしいのではないかとというふうに私自身は思っております。

おわかりだと思いますが、運行に当たって9月に町政懇談会を開催しまして住民バスの運行について説明をしたときに、出席された地元の方は住民バスはやめて上多田川でやっている地域バスにみんなやればいんだとおっしゃった人がいるぐらい地元の人たちは非常に評価して

いる、我々も評価しているバスなものですから、しばらくはこういった形で続けてやりたいと
思っているところでございます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。こ
れにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めま
す。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 111号加美町住民バス条例の制定についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 111号加美町住民バス条例の制
定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 18 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

議長（米澤秋男君） 休憩を閉じ、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4 議案第 112号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第 4、議案第 112号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び
費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第 112号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、合併時の合併協定検討項目としておりました納税組合長の報酬について、平成16
年に報償金として取り扱うことで調整、統一を図り交付していることから、当該条例第 2 条別
表第 1 の「納税組合長」の欄を削除するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といた
します。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 112号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 112号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。